

Title	足利義昭・織田信長と京郊の在地社会：曇華院領山城国大往庄を事例として
Author	川元 奈々
Citation	都市文化研究. 19巻, p.40-49.
Issue Date	2017-03
ISSN	1348-3293
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科：都市文化研究センター
Description	研究ノート
DOI	10.24544/ocu.20171213-008

Placed on: Osaka City University

◇研究ノート◇

足利義昭・織田信長と京郊の在地社会

—— 曇華院領山城国大住庄を事例として ——

川 元 奈々

◆要旨

近年、足利義昭在京期（1568年9月～1573年7月）の幕府研究が進展し、当該期は義昭と信長が相互補完的に政権運営を行う「二重政権」の時代であると評価されている。しかし、問題点として、①先行する時代との連続性・関係性への配慮が不十分である、②義昭と信長の関係のみに問題が収斂されがちである、という点が挙げられる。両者の具体的な関係や、両者が抱える問題の所在を明らかにするためには、前提となる社会的諸関係や、それを構築している人々のあり方などを議論に組み込まねばならない。

本稿で扱った曇華院領大住庄では、従来、莊園へ違乱行為を行う幕府方（將軍義昭、幕臣一色藤長）と、一貫して莊園保護の姿勢を保つ信長という、両者の相対する姿勢にのみ注目されがちであった。しかし、史料を詳細に検討することで、事態の推移の背景に、莊園領主と在地勢力の対立という当該期固有の問題が浮かび上がってきた。このような実態は、義昭や幕臣が恣意的に動いており、信長が義昭を掣肘・牽制していた、という時限的かつ二項対立的な図式では解けない。大住庄の事例は、在地社会における複雑な社会変動や、混迷する様々な利害関係に「公権力」がどのように向き合わねばならなかつたか、ということを如実に示している。本稿では一事例しか示すことができなかつたが、今回行ったような検討を重ねることで、今回行ったような検討を重ねることで、中近世移行期、特に畿内・近国社会において義昭・信長が果たした役割が明らかになっていくものと考える。

キーワード：足利義昭、織田信長、在地社会、大住庄、曇華院

（2016年9月2日論文受付、2016年11月8日採録決定『都市文化研究』編集委員会）

はじめに

永禄11年（1568）9月、足利義昭は織田信長に擁されて上洛したが、元亀4年（1573）7月、信長に敗れて京都を追われた。近年、この時期（以下、義昭在京期とする）の義昭と信長との関係についての研究が精力的に進められている。

しかし、こうした研究の問題点として、①先行する時代との連続性・関係性への配慮が不十分であるという点、②義昭と信長の関係のみに問題が収斂されがちであるという点が挙げられる。この背景には以下のようないくつかの課題が内在していると考える。

かつて義昭は信長の傀儡であるとの評価を受けていた¹⁾。ゆえに、義昭の評価は信長の評価と連動し、相対的に低

く論じられる傾向にあった。加えて、戦国期の幕府は事実上「解体」しているとの評価²⁾から、戦国期の將軍そのものの性格についてはほとんど検討されず³⁾、義昭についても主に信長との関係の中で論じられるのみであった。

このような状況の中、脇田修氏⁴⁾は当該期を幕府と信長との二重権力の状態であったと評価した。義昭期幕府における研究は主として、この脇田氏の二重権力論を批判的に継承あるいは発展させる形で進められている⁵⁾。近年では、將軍権力や幕府機構が明らかにされており、両者が相互補完的な「連立政権」であるとの評価もなされている⁶⁾。

しかし、脇田氏が当該期を「織田政権の第一期」と表現しているように、二重権力論が織田政権の起点として

扱われている点には注意を払う必要があろう。また、脇田氏が織豊政権の分析に主眼を置いており、「室町幕府の存在が、織田信長にとってどのような意味をもっていたかを明らかにしようとする」立場に立っていたことも考慮に入れなければならない。つまり、二重権力（政権）論の範疇にとどまる限り、検討対象となるのは永禄11年以降に限定され、義昭と信長との二項的関係という限定された枠組みでの分析に留まらざるを得ないのである⁷⁾。

当該期の両者の立場、行動原理などを解明するためには、このような時限的かつ限定的な視角からのみでは不十分である。なぜならば、前提となる社会的諸関係やそれを構築している人々のあり方などを議論に組み込まなければ、両者の具体的な関係や、両者が抱える問題の所在が見えないと考えるからである⁸⁾。

そこで、本稿では曇華院領山城国大住庄（以下、特に説明がなければ「大住庄」とする）を巡る相論を素材として、義昭・信長と在地社会の動向について見ていく。

自明のことではあるが、室町幕府は室町・戦国期を通して巨大都市である「首都」京都を基盤とする政権であった。これは、在京する荘園領主たちにとっても同様であった。戦国期、特に義昭の時代になると遠隔地荘園の殆どは不知行となっており、荘園領主はわずかに残った京郊荘園の権益を守るために必死であった。本稿で登場する曇華院も、このような荘園領主の一人である。また、京郊荘園は京都の後背地であることから、度々幕府や幕府を推戴（あるいは対抗）する勢力による戦争に巻き込まれることが多く、度々これらの勢力からの介入を受けていた。

大住庄では、永禄12年から元亀2（1571）年にかけて紛争が生じていたことが、『曇華院文書』⁹⁾、『曇華院殿古文書』¹⁰⁾などから知られる。一貫して曇華院の権利を守ろうとする信長方に対して、幕府奉公衆である一色藤長や義昭の「給人」らが曇華院への「違乱」を重ねている。これに対し、信長が強く義昭方を牽制することもあった。一見すると、義昭方、信長方が主体的に大住庄の紛争に介入し、それぞれの政治的主導権を貫徹しようとして争っているように見える。

この紛争については、従来、様々な視角から取り上げられてきた¹¹⁾。義昭方・信長方が有する裁判権、門跡・公家の知行に対する信長の政策、幕臣による違乱行為を端的に示す事例などといった視角、評価が挙げられる¹²⁾。

本稿では先行研究に学びながら、義昭方・織田方・曇華院に加えて在地勢力がどのように関わりながら問題が推移しているかという点について考察したい。その際、義昭方・信長方の発給文書のみならず、文書群全体から事件の経緯を読み解くことに努める。

在地社会の矛盾が、義昭の幕府の成立と信長方の畿内政治への関わりによって、どのような展開の様相を示すのか。荘園領主である曇華院のみならず、義昭方と結び

ついて権益の回復・維持をはかる在地諸勢力の動向にも注目しつつ、検討を進める。

1. 大住莊の領有と在地勢力の台頭

大住庄（郷）は、現在の京都府京田辺市の北部、木津川左岸の平地上に立地する。現在も水田が多く残る田園地帯の様相を呈している。

大住という地名は、『京都府地誌』によると、大隅・薩摩の隼人が居住し、大嘗会に公役を勤めたことに由来するとされている¹³⁾。7世紀後半には大隅直が忌寸の姓を与えられている様子が見られる（『日本書紀』卷第29）。天平期（729～749年）に成立したと考えられている「山城国隼人計帳」には、大住隼人・縷壳・大住忌寸足人・大住忌寸山守などの人名が見え、隼人が古代より大住庄に居住していた様子がうかがわれる。これは、中世の「隼人司」（後述）とも関係しよう。「和名類聚抄」によると、平安期には綴喜郡十郷の一つ大住郷として現れる。

大住庄の立莊の経緯などは不明であるが、大治4（1129）年に興福寺領大隅庄預僧淨賀および淨賀代官貞遠が石清水八幡宮領山城国橘園（大谷山辺りカ）に濫妨を働いたため訴えられており、これが大住庄の初見とされる¹⁴⁾。鎌倉期には、興福寺領大住庄とは別に石清水八幡宮領（橘園）や東大寺領の大住庄も存在していたようである。

15世紀の大住庄の様子は、外記局官人を勤めた中原康富の日記である『康富記』からうかがい知ることができる。この時期、大住庄内に隼人司領が存在し、隼人正を世襲するようになった中原氏が代々知行していた¹⁵⁾。

庄内には、1町2反の隼人司領大嘗会田が存在した。この田地は、大嘗会の時に参洛し、「官庁」で風俗舞を演ずる役人を仕立てる役にともなう給分であると考えられている。隼人司領の名主である南氏の叔父である西氏が、この大嘗会田を相続知行し、風俗舞人を立てていた。ところが、康正元年（1455）8月、この西氏が死去した。西氏には実子がなく、大嘗会田は2反、3反ずつ在家や寺庵に売却された。南氏も2、3反買得していたという。

南氏が、このままでは風俗舞人が仕立てられないで、大嘗会田はこれまで通り、1人が相続知行すべきではないかと康富に言上してきたのに対し、康富は、西氏の跡は由緒にしたがって申し付ける。公領売買は許されないので、至急、買得した者たちにその旨を伝えよと命じている。おそらく南氏は、自らが西氏の縁戚にあること（「由緒」）を利用し、康富にとりいって大嘗会田を単独相続しようとはかったのであろう¹⁶⁾。

15世紀半ばの段階で、大住庄に南氏・西氏らの名主がおり、在家・寺庵などとともに積極的な経営を展開し

ていたことがわかる。

宝徳元年（1449）には、「山城国大住庄隼人司領当知行分公事物棕百把到来，名主東夫丸持上，堀上跡分未進，森林跡分當時不知行，未致沙汰矣」¹⁷⁾と記録されている。庄内には東氏という名主があり、「堀上跡」「森林跡」という跡職があったことが確認される。堀上や森林も東氏と同様、名主であったと思われる。

応永25（1418）年12月には、「山城国大住庄隼人司領内名主職森林跡六名余事」をめぐって、中原康富方と寿阿¹⁸⁾が争い、幕府に訴訟が持ち込まれた¹⁹⁾。この裁許の結果は不詳であるが、前述の宝徳元年の箇条で「森林跡分當時依不知行，未致沙汰矣」とされており、中原氏の知行からははずれていたのだろう。

こうして15世紀中葉において、中原氏が知行できなくなっていた名主森林の跡職のうち3分の1を、いかなる経緯かは不明であるが、大永7（1527）年までに、曇華院が得た。

【史料1】室町幕府奉行人連署奉書写○曇華院殿古文書

山城国綴喜郡大住庄内森林跡参分壱事，帶御下知当知行之上者，弥可被全領知之由，所被仰下也，仍執達如件，

大永七年五月四日

(斎藤基速)
散位（花押影）
(斎藤時基)
上野介（花押影）

曇華院殿比丘尼宗清殿

上の史料が、管見の限り、曇華院領大住庄の初出にあたる。

曇華院²⁰⁾は臨済宗天龍寺派の尼門跡で、開基は將軍足利義詮夫人紀良子母の智泉聖通²¹⁾である。聖通を承継したのは將軍足利義満姪の笠英聖瑞で、その後も將軍血族や宮（王女・皇后）が代々住持となつた。戦国期に至っても將軍家との関わりは深く、16世紀後期に住持であった聖秀²²⁾は、將軍足利義輝の猶子であったようである。【史料1】で、曇華院が「森林跡職参分壱」を得たのも、將軍家とのつながりが関係しているのかもしれない。なお、16世紀において曇華院は洛中（現京都市中京区曇華院前町周辺）にあった²³⁾。

「森林跡職参分壱」が、『康富記』に見られた「名主職森林跡六名余」のうちのどの部分を指すのかは不明である。ただ、大住庄のうち隼人司領内にあった森林跡職の、さらにその3分の1であるので、大住庄全体からすれば非常に限定された権益であったと思われる。

以上に見てきたように、15世紀の大住庄においては、南、西、東、堀上、森林などの名主や、在家・寺庵などがそれぞれ所領形成していたことがわかる。不知行化した所職は、他の名主らに分割されるなどし、在地勢力が台頭する一方、本来の領主である中原氏の権益が徐々に侵されている様子も垣間見られる。そうしたなか、曇華院は所職の一部を幕府から与えられ、大住庄で新たな地

歩を確保したのである。

永禄8（1565）年11月、松永久秀が三好家から排除され、三好三人衆（三好長逸・三好宗渭・石成友通）との抗争に突入する。大住庄でも、在地勢力がこの抗争に参与していった。

【史料2】²⁴⁾ 篠原長秀書状写○曇華院文書

大住事，致帰一參此方与力之儀候，然者御代官職如先々可被仰付候，数代存知筋目當知行分有様ニ可申付候條，被成其御意得御披露所仰候，此旨同名彈正忠可申入之由候，恐惶謹言，

（永禄9～10年）
十一月三日

篠原玄蕃助

長秀（花押影）

隼頭若狭守殿

まいる御宿所

冒頭の「大住事」とは、大住氏のことである。発給者である篠原長秀は、三好実休・長治親子に仕え、三人衆方として働いた人物である。祖先の隼頭氏は曇華院の雜掌であった。

大住氏が、「此方」（=長秀）の与力に帰参した。すなわち、松永方から三人衆方に鞍替えしたことを賞し、大住庄の「御代官職」を大住氏に仰せつけてほしいと長秀が曇華院に依頼している。「如先々」という表現から、大住氏はもともと代官職を有していたのであろう。大住氏が松永方へ味方したため、三人衆方によって代官職を剥奪されていたものと推定される。すなわち大住庄代官職は、任免権は曇華院にあるものの、実質的な差配権限は三人衆など、南山城地域を支配している武家に握られていたことが推定される。

一方、大住氏の「数代存知筋目」や「當知行分」の所職については、長秀が「有様ニ」申し付けるので、曇華院も「其御意得」をなされるように依頼している。大住氏固有の所職については、武家が任免権をもち、曇華院は事実上、手出しできない状況にあったのであろう。

以上、冗長になったが、義昭在京期を迎える以前の状況について紹介した。義昭在京期以前、大住庄の代官職や所職については在地勢力がそれらを分有し、南山城地域を支配する武家権力がそれらを差配、安堵する状況が顕現していた。

なお、16世紀後半のこの段階には興福寺・東大寺などはもちろん、中原氏の大住庄への関与も管見の限り確認されない。曇華院が事実上、唯一の莊園領主として大住庄に臨んでいるものと想定される。

2. 曇華院の一円直務支配化と在地勢力の抵抗

永禄11（1568）年、義昭と信長が上洛し、10月には

義昭が將軍に就任した。その半年後から数年にわたり、曇華院領大住庄をめぐる紛争が起こる。

【史料3】織田信長朱印状写○曇華院文書

当院御領山城国大住庄之内森林跡参分一事、当御知行之処、去年錯乱以来年貢不納之由、無_レ是非候、所詮向後為_レ御直務一円ニ可_レ被_レ仰付候、同御代官南大隅跡職同事ニ可_レ為_レ御計候、御被官人之条、旁以不可_レ有_レ他之妨候、若於_レ違背之族者、堅可_レ申付之状如_レ件、

永禄十式

卯月廿日
(聖秀女王)
曇花院殿

信長（朱印影）

雜掌

この史料によると、「大住庄之内森林跡参分一」が去年の錯乱（義昭・信長の上洛戦）を契機として年貢不納となっていると、曇華院が訴えた。信長は、曇華院に対し、直務として一円に支配を「可被仰付」と伝えている。重層的な所職に権益が分割され代官が差配していた大住庄を一円化し、曇華院の直務支配を認めたものといえよう。

さらに、大住庄代官であった南大隅（大住）氏の跡職については、「同事」（一円・直務）として曇華院が支配するようにとも伝えている。そして、南大隅氏は曇華院の「御被官人」であるので、その所職を主人である曇華院が差配することに異論をはさむことは許さないとしている。

森林跡参分一については、大永7年の文書（【史料1】）を根拠に安堵されたのであろう。一方、御代官南大隅跡職については、これまで南大隅氏に相伝されたものであり、その安堵権限は武家が握っていた（【史料2】）。後者は、15世紀以来、在地の名主らが維持・拡大してきた権益と考えられる。南大隅氏ら在地土豪らは、武家権力による保障をうけることで荘園領主の差配を逃れるようになっていた。

南大隅氏は、【史料2】に見えるように、三人衆方によって推されて大住庄代官職を得ていた。そのため同氏は、義昭・信長による三人衆方追却にもなって没落し、その代官職を没収されたのみならず、三人衆方に安堵された固有の所職まで曇華院の支配とされたのである。

なお、後述の【史料4】で「御下知・朱印之旨、不可有相違」という表現が見られる。「朱印」とは、史料三の信長朱印状を指す。一方、「御下知」とは、多くの場合、幕府奉行人奉書を指すので²⁵⁾、この【史料3】の後に、同内容の幕府奉行人奉書が発給された可能性が高い。

おそらく曇華院は、本来自らが任免権を有している大住庄代官職のみならず、庄内所職をこの際、一括して確保しようと狙ったのであろう。三人衆と南大隅氏の没落を奇貨とし、「新興」の足利義昭・織田信長に頼ること

でその実現をはかった。これが一円化の内実であった。

当然、従来大住庄に権益を有する南大隅氏は、「妨」を働いて代官職や所職を実質的にとりかえそうと反撃に出ることが予想された。また、この命令に「違背」して曇華院に賦課物を貢納しようしない村や百姓らの動向も想定されたのであろう。

ところが、永禄12年の後半になると、新たな情勢が展開はじめる。義昭の側近（奉公衆）である一色藤長が曇華院領大住庄に対して「違乱」行為を働いたのである。

【史料4】武井夕庵書状写○曇華院文書

（藤長）
当所之儀ニ付而、曇花院殿様_レ一色式部少輔殿 被_レ仰事如何之由、從_レ信長・少輔殿へ御尋候、御下知・朱印之旨、不可_レ有_レ相違之由候、乍_レ去少輔殿御断之条、尚 被_レ聞召届_レ、御寺納之儀可_レ被_レ仰付之処、俄御下国之間遅々候、早々可_レ相究候間、御年貢・同入組共ニ可_レ被_レ拘置候、少も於_レ他納者、可_レ為_レ二重成候、我等御使之事候間、為_レ届令申候、恐々謹言、

夕庵

（永禄12年）

十月十七日

余云（花押影）

大住庄三ヶ村

名主御百姓中

【史料5】織田信長朱印状写○曇華院文書

（藤長）
城弼大住庄之儀、一色式部少輔相構付而、被_レ遂_レ御糾明之処、当院雜掌被_レ申分明鏡之条、如_レ前々_レ、森林跡并_レ南_{（南大隅）}・東跡職等之事、御家來之上者、為_レ守護不入之知_レ、一円可_レ有_レ御直務_レ、不可_レ有_レ他之妨_レ者也、仍状如_レ件、

永禄十参

三月廿二日

信長（朱印影）

曇花院殿

雜掌御中

【史料6】織田信長家臣連署状案写○曇華院文書（大阪城天守閣所蔵）『豊臣秀吉文書集』1, 20号

（藤長）
曇花院殿様御領大住庄三ヶ村、同南・東諸職等之儀、今度一色式部少輔殿御違乱ニ付而、双方駄御糾明之処、御寺様より御理之段無_レ紛候間、御朱印被_レ進之候、一円ニ可_レ被_レ仰付之由候上者、入組買得方、其外南・東家來等ニ至る迄、御寺様可_レ為_レ御計候、守護不入之知_{（地）}として御直務之条、御年貢・所當無_レ疎略_レ可_レ進納申_レ事簡要候、於_レ無沙汰_レ者、可_レ為_レ御成敗_レ者也、謹言、

永禄十三

木下藤吉郎

三月廿二日

秀吉（花押）

丹羽五郎左衛門

長秀

中川八郎右衛門

重政
明知十兵衛
光秀
大住庄三ヶ村
名主御百姓中

【史料4】によると、永禄12年9月から10月頃、一色藤長が曇華院に対し何らかの要求をしたらしい。曇華院からそのことの訴えをうけた信長は、「御下知」（幕府奉行人奉書）や自身の「朱印」（史料3）の旨に反する行為をしないように藤長に要求した。

ところが、藤長がそれを拒否したことを聞いたため、信長は大住庄の名主・百姓らに対して曇華院への年貢の「寺納」を命じようとしたが、急に岐阜に「下国」することになった²⁶⁾。このため、信長の命令はすぐには出されないので、武井夕庵が【史料4】を発給し、大住庄の名主・百姓らに対して曇華院と藤長双方の主張に対しては早急に裁定を行うので、それまで「御年貢・同入組共」に拘え置き、他納するな、と命じている。

翌永禄13年、義昭が一色藤長の主張を糾明した（「被遂御糾明」）ところ、曇華院難掌の主張が明快で正当であると判断した。そこで、①森林跡と、②南・東跡職等（南氏・東氏らは「御家来」であるので、跡職は守護不入の知（地）である）を一円、曇華院の直務と認定し、他からの妨害を禁止すると信長が伝えたのが【史料5】である²⁷⁾。

【史料5】と同日付の【史料6】では、明智光秀らが大住庄三ヶ村²⁸⁾の名主・百姓らに対し、【史料5】と基本的に同じ趣旨のことを伝えている。大住庄は一円、曇華院に支配を認められ、「南・東家来等ニ到ても」曇華院の管轄下にあるべきなので守護不入の知（地）として曇華院の直務である。よって年貢・所当などを曇華院に進納せよと、大住三ヶ村に対して命じている。

【史料6】では、名主である南氏・東氏本人の跡職（諸職）のみならず、南氏・東氏の家来等の所職についても「守護不入」、「御直務」と認めていることがわかる。

これら3通の史料を通覧するといくつか気がつく点がある。

【史料5】で、①森林跡、②南・東跡職等と記載されているのが、【史料6】では、①大住庄三ヶ村、②同南・東諸職等となっている。それぞれの②が同じ内容をさすと考えれば、それぞれの①も同じものをさしているのだろう。

1章で確認したように、「森林跡」というのは、本来、大住庄内の一名主の跡職であった。そして、曇華院が16世紀前半に幕府から与えられたのは、この森林跡の「参分一」であった（【史料1】）。それが肥大し、南・東跡職も組み込まれ、大住庄三ヶ村全体の一円支配権に置き換えられたのである。

永禄13年になって東氏の跡職が付け加えられている点も注目される。永禄12年4月の信長の朱印状では、「南大隅跡職」だけであった（【史料3】）のに、「東跡職」も加えられたのである。こうした作為が信長側によってなされたとは考えにくく、曇華院の積極的な工作によって付加されたものと推量される。

【史料4】で、「御年貢・同入組共ニ可被拘置候」とあるが、これは、【史料6】で、「大住庄三ヶ村、同南・東諸職等」について、「御年貢・所當無疎略可進納申事簡要候」と対応関係にあるだろう。だとすれば、「大住庄三ヶ村」単位で支払うのが「御年貢」であり、「南・東諸職等」の「入組」について納入するのが「所當」であるとされているのであろう。

以上のように【史料4】【史料5】【史料6】を解釈できるとすれば、一色藤長の「違乱」の中身は以下のように推定できよう。

曇華院は、「新興」の武家である義昭・信長の上洛を画期として、曇華院の直務・一円支配を「復活」させるとともに、彼らの上洛に伴い没落した代官南氏が個別に有する権益（跡職）を手に入れようと申請し、義昭・信長はこれを認めた。この曇華院に対して藤長が違乱行為を働いた。これ以前に藤長自身がこの地域に基盤を有している事実は確認できないことから、藤長が曇華院に対して違乱行為を働くためには、協力者が必要である。この協力者こそが、曇華院によって権益を奪われた南氏ら在地勢力であったと考えたい²⁹⁾。また、大住三ヶ村の名主・百姓らに対し、【史料4】では「他納」を禁じ、【史料6】では、曇華院への「無沙汰」は「成敗」すると厳命していることからすれば、おそらく村請によって年貢・所當を支払っていた三ヶ村が全体として曇華院を忌避し、在地勢力に肩入れしていたであろうことも想像に難くない。

【史料5】【史料6】に見られるように、永禄13年3月22日、義昭・信長が曇華院の権利を守る明確な姿勢を打ち出したが、事態は必ずしも収束の方向には進まなかつた。

わずか6日後、信長の家臣である木下秀吉と武井夕庵は、左のような文書を発給しなければならなかった。

【史料7】武井夕庵・木下秀吉連署状写〇曇華院文書

当所之事、今度被_レ遂_レ御糾明_レ候處、曇花院殿様御理運ニ付て、諸入組共ニ一円ニ_レ御寺様へ可_レ被_レ仰付_レ之由、御朱印被_レ進_レ之候、然而何かと地下申懸之由、無_レ是非_レ候、一切許容あるへからず候、若何かと候者、交名を書付注進可_レ申候、きと可_レ申届_レ候、為_レ其意得_レ申候、恐々謹言、

夕庵

（永禄13年カ）
三月廿八日

介云（花押影）
木下藤吉郎

秀吉（花押影）

大住庄

名主御百姓同

小作中

曇華院勝訴を伝える信長の朱印（【史料5】）を無視して、何かと「地下」、すなわち大住庄の名主・百姓らに申し懸ける者がいるらしい。秀吉らは名主たちにそうした者の交名を注進するよう厳しく命じている。

相変わらず南氏・東氏など在地勢力が活動し、「諸入組」（跡職）にかかわる得分を自分たちに納めるよう名主らに要求しているのであろう。秀吉らの対抗措置からは、名主らのなかに南氏らに親近感を持つものが多いことも推定される。

さらに、在地勢力の失地回復の活動は、曇華院の「境内」にまでおよんだらしい。そのことは次の史料から判明する。

【史料8】織田信長書状写○曇華院文書

曇花院殿御領山城大住之事、可レ為ニ御直納ニ之由申究、并境内無ニ煩様ニ御下知等明白候、然而御女儀故、下々六借相妨之由聞候、不レ可レ然候、我等執申たる事候条、自然相違之趣ニ候てハ、外聞も如何候間、被レ入ニ御耳、毎事無ニ異儀ニ之様ニ馳走候者、可レ為ニ祝着ニ候、恐々謹言、

（永禄13年カ）
七月五日

信長（花押影）

上野中務太輔殿
（秀政）

明智十兵衛尉殿

幕府（「御下知」）によって、曇華院境内は「無煩様ニ」保障されているのに、曇華院が女性であることをよいことに、「下々」が「六借」しき妨害行為をしているとのことを信長が指弾している。そして、自分が肩入れしている曇華院に対して義昭が違う対応（曇華院の権益を侵すこと）をしては外聞がよくないので、そのようなことがないように「馳走」するように明智光秀と上野秀政に要求しているのである。光秀はこの時期、義昭と信長の間で微妙な立場をとっているが、秀政は義昭の側近（御供衆）であった。

当時、曇華院は洛中に立地していたことから、大住庄の在地勢力が曇華院「境内」までやってきて、威力をもって迫ったのであろう。信長は、大住庄は「御直納」に決定していると述べているので、在地勢力は代官職を要求したのであろう。その背後に一色藤長が付いていたのかもしれない。信長は藤長の主人である義昭に対し、藤長の意見を受けずにこれまでの姿勢を取るように牽制している様にもみえる。

このように、南氏・東氏ら大住庄在地勢力の活発な活動と、それを支えようとする一色藤長の動向は、永禄13年7月に至っても続いているようである。それに対して、曇華院の権益を守るために信長方は積極的に動い

ている。信長は一貫して曇華院への直納（大住庄代官職の否定）、曇華院の一円支配（諸入組も一円支配。すなわち名主跡職独自の権益否定）、を指示している。そして、この頃までは、義昭も基本的に信長に同調して、曇華院の権益を守っている。

以上の分析から、永禄末年における大住庄の在地社会における対立図式は、以下のように描くことができるだろう。

義昭・信長の上洛、三好三人衆の没落にともなって、曇華院は、三人衆に味方した南氏・東氏らの在地勢力のもっていた権益を奪取しようとはかった。具体的には、大住庄の代官職、南氏・東氏らやその家臣達が保有していた所職であった。そしてそのために曇華院は、「新興」の武家勢力である足利義昭や織田信長に取り入ったのである。史料上、主体的に曇華院の権益を保障しているのは信長方である。

一方、在地勢力は、曇華院に対抗するための助力を求め、一色藤長を頼った。そして代官職や在地の所職を取りもどすため、様々な働きかけを行ったり、洛中の曇華院「境内」まで押しかけたりしたようである。年貢・所当を村請けしていた村落共同体（「大住庄三ヶ村」）も彼らの動向を基本的に支持していたようで、信長方は三ヶ村に対して厳しい命令を何度も出している。

すなわち、この間における相論の主体は、曇華院と在地勢力であり、それぞれが信長方、藤長方に結びついたため、一色藤長の「違乱」が生じ、信長や家臣たちの文書が何度も発給されたのである。なお、この段階までは義昭は信長と協調路線を取っており、表立っては必ずしも側近である藤長に味方していない。

15世紀以来、大住庄の在地勢力は、自らが生み出す得分の在地留保を遂げるため、努力を重ねてきた。16世紀半ばには、武家権力と結びつくことで、彼らは大住庄代官職を事实上、自分たちのものとし、また多くの所職（諸入組）からの収入も確保していた。

これに対して曇華院は、三好三人衆の没落という政治的激変を奇貨とし、新興の義昭・信長と結びつくことによって、在地勢力が培ってきた得分を掌中にしようとした。一円化、直納がその鍵であった³⁰⁾。

3. 義昭と信長の「対立」

しかし、永禄13（元亀元年／1570）年まで見られた、義昭・信長の協調路線は、翌元亀2年に破られることとなる。

【史料9】織田信長書状案写○曇華院文書

曇花院殿御領大住庄之事、御給人を被レ付候由相聞候、
（藤長）実儀之外、驚入候、去年之春候歟、一色式部少輔懸組

之趣候間，御糾明之上，道理之旨を以，御寺より御直務ニ落着候，然而無_幾程，如_レ此可_レ有_レ之段ハ歎敷候，殊更信長別而執申たる条，若相違候てハ，外聞も無_レ是非_レ候，無_レ異儀_レ之様ニ御馳走簡要候，向後之為候間，具御申所仰候，恐々謹言，

(元亀2年)
七月十九日

信長御判

(秀政)
上野中務太輔殿(藤英)
三淵大和守殿**【史料 10】武井夕庵・木下秀吉連署状写○曇華院文書**

当庄之儀，_(信長)殿様御申沙汰候て，曇花院殿様御直務ニ被_レ仰定_レ，御下知・御朱印明白候，然而御給人を被_レ付之由候，定_(義昭)うへ様ハ被_レ知召ましく候歟，_(信長)殿様より公方様へ当庄之儀，無_レ相違_レ之様ニと御申之事候間，定不_レ可_レ有_レ別儀_レ候，御年貢之事，於_レ他納_レハ可_レ為_二重成_レ候，恐々謹言，

(武井)
夕庵(元亀2年)
七月廿日

余云（花押影）

木下藤吉郎

秀吉（花押影）

山城大住庄

名主御百姓中

【史料 9】は、義昭の側近である上野秀政と三淵藤英に宛てて出されている。信長は、義昭が大住庄に給人を付けたことに対して、「実儀之外」であり、「驚入」としている。一色藤長の違乱があつてから一年あまり後のことである。義昭が「御糾明」を遂げて曇華院の権益を保障したにもかかわらず、今回義昭が給人を付けたことに対して、信長は「歎敷」と、義昭を厳しく非難している。

さらにこの2ヶ月後に、木津英との間で次の様なやりとりがなされている。

【史料 11】木津英請文写○曇華院文書

相楽光照明院殿并大住庄曇花院殿之儀，三好・松永運上之御公用よりハ隨分令_レ加増_レ運上可_レ申候，聊以不_レ可_レ有_レ如在_レ候，此等之趣宜預_レ御披露_レ候，恐々謹言，

木春

(元亀2年)
九月九日

英（花押影）

清源

御宿所

【史料 12】木津英書状写○曇華院文書

城州大住庄事，今度被_レ仰付_レ候，然者御替地可_レ被_レ仰付_レ由，_(信長)殿様御意候間，致_レ返上_レ候，向後之儀，不_レ可_レ致_レ競望_レ候，此等之通可_レ然様可_レ預_レ御取成_レ候，恐々謹言，

木津春松

(元亀2年)
九月十五日

英（花押影）

(武井)
夕庵**【史料 13】武井夕庵・三淵藤英連署状写○曇華院文書**

大住庄御代官職之事，木津方ニ雖_レ下被_レ仰付_レ候_上，曇花院殿様御直納之筋目，今度信長御申沙汰候て，無_レ異儀_レ木津方放状を信長へ被_レ進_レ之候，聊無_レ別條_レ候，如_レ近年_レ御年貢・諸成物等速可_レ致_レ進納_レ候，若於_レ難渋_レ者，可_レ為_レ曲事_レ之由候，謹言，

(元亀2年)
九月十七日

夕庵

余云（花押影）

三淵大和守

藤英（花押影）

城州大住庄

名主百姓中

木津英は、興福寺一乘院に属する木津執行である³¹⁾。

【史料 11】では、木津が清源なる人物に対して、光照明院領相楽庄と曇華院領大住庄の代官職任命にあたって口入を依頼している。そして、おそらく清源から義昭に申し入れがあり、義昭から木津英に対して代官職が仰せつけられたと推測される。しかし、信長は曇華院の直務支配を保障する立場であるため、木津英の代官職を認めるわけにはいかない。そこで、**【史料 12】**のように、木津英に対して替地を与えることで代官職を返上させた。

最終的には、義昭方・信長方双方によって、代官職放棄が確認され、大住庄名主百姓らに対し、曇華院への年貢等の納入が改めて指示された**【史料 13】**。この後、元亀4年の幕府滅亡まで、義昭方が大住庄にかかわったことを示す史料は見られなくなる。

しかし、従来の権益を失った在地勢力は、権利の回復を容易に諦めることはできなかった。

【史料 14】羽柴秀吉書状写○曇華院文書（『豊臣秀吉文書集』1, 910号）

今度南又太郎与申者，当庄御代官之儀雖_レ望申候_レ，無_レ御許容_レ候，就_レ其百姓等少々彼者令_レ一味構_レ，無_レ所存_レ候旨，言語道断之次第候，此御領之儀者，我等御朱印御取次申，連々不_レ存_レ疎略_レ間，奉對此御所様_レへ少も於_レ不_レ相届_レ輩_レ者，急度申上，可_レ加_レ成敗_レ候，恐々謹言，

(天正3~6年)
八月十三日

羽柴筑前守

秀吉（花押影）

大住

名主百姓中

【史料 14】は幕府滅亡後の文書である。この史料に現れる南又太郎というのは、大住庄の有力者であり、南大隅氏の一族であろう。その南又太郎が百姓等と「一味」して代官職を望んだのである。在地勢力と百姓らによる権益追求の動向は、室町幕府の滅亡後もつづけられていた。ここで注目されるのは、在地勢力（南又太郎）が初めて信長方に対して代官職を「望申」し、信長方が彼に対して直接「無御許容」と断じていることである。これまで、一色藤長の「違乱」や「下々六借相妨」行為など

して表現されていたものが、ここにきて姿を変えて現出したものであろう。すなわち、幕府が機能していた時、在地勢力は義昭や藤長などに頼ることができたが、義昭が追放され、実質的に幕府が滅亡すると、曇華院に対抗して在地の構造を主張するための「窓口」が信長に集約されてしまったのである。

このことは、永禄、元亀年間の相論においても、在地の権益を守ろうとする反曇華院運動の主体が在地勢力であったことを示しているといえよう。

しかし、室町幕府の滅亡は、大住庄においては在地勢力のよりどころの喪失を意味した。以後、在地勢力の表だった活動は史料には見えなくなる³³⁾。

おわりに

義昭在京期、在地での紛争・相論に対して、義昭方、信長方が関与し、それぞれ文書を発給していた場合、これまで、両者の政治的権限の対峙、高度な政策的対立から、その過程や意義を論じる傾向が強かった。これに対して本稿では、発給文書の背後にある在地社会の動向に注目してきた。

大住庄では、曇華院と、在地諸勢力との権益争いが生じていた。在地勢力は15世紀以来、莊園領主から奪ってきたさまざまな権益を、武家勢力と結びつくことによって確保してきた。義昭在京期においては、彼らは一色藤長と結びつくことで、こうした成果の維持をはかった。一方、曇華院は、義昭・信長と結びつくことで在地勢力を圧倒し、従来は持っていた権益まで確保しようとする積極的な姿勢をみせている。

すなわち、中世の長い歴史の積み重ねのなかで変容を遂げてきた莊園の権益、在地所職などの在り方が前提として存在し、それらを巡る在地勢力と曇華院との相剋が事態を推移させ、彼らはそれぞれの立場からその紛争を主導している。このような実態は、義昭や幕臣が恣意的に動いており、信長が義昭を掣肘・牽制していた、という時限的かつ二項対立的な図式では解けない。大住庄の事例は、在地社会における複雑な社会変動や、混迷する様々な利害関係に「公権力」がどのように向き合わねばならなかったか、ということを如実に示している。

これは、終末期室町幕府と信長の関係を考察する上で、ほとんど顧みられてこなかった視角である。本稿では一事例しか示すことができず、直ちにこれまで築かれてきた義昭像・信長像に修正を迫るものではない。しかし、今回行ったような検討を重ねることで、中近世移行期、特に畿内・近国社会において義昭・信長が果たした役割を明らかにしていきたい。

最後に、在地社会の有り様やその変化が、義昭方、信

長方の政策にどのような影響を与える、それが両者の政治的立場をどう変化させたのか。最終的に両者の対立、室町幕府の滅亡、織田政権の樹立にどのようにつながっていくのか、見通しを示しておきたい。

大住庄では、義昭と信長が全面的に戦争状態となった時の史料が残されておらず、在地勢力がその時どのような立場にいたかということは詳らかでない。しかし、大住庄と同じ南山城地域の他の事例を見ると、例えば、狛郷（現木津川市山城町上狛・相楽郡精華町下狛）の在地勢力である狛氏の家臣「なかむら・たかのはやし・ひかし・ちんとうし」は、狛氏によって「彼者共公方へ罷出、^(神童寺)上野へ与力仕候間、せいはいいたし候」とされている³³⁾。すなわち、義昭の挙兵に呼応して、義昭側近の上野秀政へ味方したために闕所処分にあってるのである。また、葛野郡（現京都市西京区）では、土豪革嶋氏が義昭方につかか、信長方につくか判断に迷い、当主自身が出陣せずに一族衆を代理で信長方に派遣したといった事例も見られる³⁴⁾。相楽郡賀茂郷（現木津川市加茂町）でも、天正元年以降、土豪的性格を有する觀音寺（寺院勢力）が、在地領主である西氏の口添えにより義昭に供奉している³⁵⁾。このように、少なくとも山城地域において義昭方に与する在地勢力は少なくはなかった。

もちろん、將軍権力そのものが持つ求心力も無視できないが、一方で、本稿で扱った南氏などのように、信長の登場によって、権門などの在地有力者との競争に負けて権益を奪われた、あるいは奪われかねない諸勢力が、義昭と信長の全面戦争において義昭方に味方したことは十分に想定しうる。そうであるならば、義昭を追放した段階で信長がこれら在地社会へどのように対応しようとしたのかといったことを明らかにすることは今後の課題したい。

注

1. 奥野高廣『足利義昭』（吉川弘文館、1960年）など。
2. 佐藤進一「室町幕府論」（『岩波講座 日本歴史7 中世3』岩波書店、1963年。のち、同『日本中世史論集』岩波書店、1990年所収）などの影響による。
3. この戦国期幕府研究については1970年代に今谷明氏による一連の研究（今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年）が発表されて以降進展を見せており、現在に至るまで戦国期幕府の実態について多くの事実が明らかになってきている。しかし、12代將軍義晴期以前の研究が中心になされているため、義昭期を戦国期幕府研究の一環として位置づける視角は未だ少ない。
4. 脇田修「織田政権と室町幕府」（時野谷勝教授退官記念事業会編『時野谷勝教授退官記念 日本史論集』清文堂、1975年。のち、同『近世封建制成立史論 織豊政権の分析II』東京大学出版会、1977年所収）。
5. 義昭・幕府と信長の関係について論じた研究は膨大にあるが、近年、『シリーズ・室町幕府の研究 第二巻 足利義昭』（戎光祥出版、2015年）が刊行されたので、収録論文などを参照されたい。
6. 久野雅司「足利義昭政権論」（『栃木史学』23、2009年3月）。

7. 義昭・信長を中心とする政権中枢部の機構や機能、あるいは両者が発給した象徴的な文書の解釈（例えば、永禄12年正月14日付「殿中御掲」（仁和寺文書、毛利家文書など）、永禄13年正月23日付「条々」（成賓堂文庫所蔵文書）など）に議論が集中していることも、こういった問題を加速させる一因となっている。
8. 例えば、幕府や信長へ相論などの問題が持ち込まれ、それが両者によって裁許された場合、二重政権論では、幕府方と信長方の役割分担や両者の葛藤を論じることに議論が収斂しがちである。また、幕府と信長の政策や権力としての性格にのみ焦点が当てられることとなり、義昭在京期やそれ以前の社会動向との関わりはほとんど論じられない。しかし、その問題の真の主体はそれを持ち込んだ人物や勢力である。彼らの固有の歴史や社会的背景が政権側の動向を規定していることは、幕府や信長においても例外ではない。こうした視角から見れば、義昭と信長の対峙だけからすべてを解くのは誤りであり、当該社会固有の条件や課題を含めた議論が必要である。
9. 東京大学史料編纂所（影写本）「請求記号：3071.62-180」。31点の史料が掲載されており、本末に「曇華院ハ山城国葛野郡下嵯峨村ニアリ明治十九年九月編修星野恒採訪二十一年十月影写了」とある。なお、本稿【史料6】のみ、原本を大阪城天守閣が所有している。
10. 国立公文書館（写本）「請求番号：159-0305」。北爪寛之「国立公文書館所蔵「曇華院殿古文書」文書目録（『栃木史学』27、2013年3月）に、文書群についての解説および目録一覧が掲載されている。
11. 前掲注（4）脇田論文、染谷光廣「織田政権と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係に付いて」（『国史学』110・111、1980年3月。のち、藤木久志編『織田政権の研究』吉川弘文館、1985年に収録）、伊藤真昭「織田信長の存在意義」（『歴史評論』640、2003年8月）、久野雅司「足利義昭政権と織田政権—京都支配の検討を中心として—」（『歴史論評』640、2003年8月）、木下昌規「戦国期室町幕府奉行人奉書にみる「執申」の文言をめぐって」（『鴨台史学』5、2005年3月）など。
12. 伊藤真昭氏（前掲注（11）伊藤論文）は曇華院（門跡）が信長に何を期待していたかということに着目し、相論の経緯を追っている。全体として信長の朝廷政策について論じているが、門跡・寺社側の立場から信長を評価しようとした伊藤氏の視角は参考となる。
13. 大住庄については、網野善彦・石井進・稻垣泰彦・永原慶二編『講座日本荘園史七 近畿地方の荘園II』（吉川弘文館、一九九五年）の「大住莊」、『角川日本地名大辞典 26 京都府』の「大住」、『日本歴史地名大系 二六 京都府の地名』の「大庄村」「大住庄」を参照した。
14. 『平安遺文』2137（尊經閣所蔵文書）。
15. 奥野高廣『戦国時代の宮廷生活』（続群書類從完成会、2004年）99～100頁。
16. 『康富記』康正元（1455）年10月17日条。
17. 『康富記』宝徳元（1449）年5月4日条。
18. どのような人物で、隼人司領にどのような権益を有していたかは不明であるが、『康富記』には「医師寿阿法印」として現れ、嫡子は「治部卿」なる人物。他に南禅寺僧の子どもがいる（『康富記』文明5年5月条）。
19. 『康富記』応永25年12月7日条など。
20. 以下、曇華院の説明については、飛鳥井慈孝『通玄寺史』（笠間書院、1978年）、前掲注（11）伊藤論文、前掲注（10）北爪論文に依る。
21. 四辻宮家の出であり、天龍寺二世無極志玄の姉、夫は石清水八幡宮善法寺通清。
22. 天文21（1552）年8月8日生。後奈良天皇の皇女で母は広橋国子。永禄7（1564）年得度。元和9（1623）年9月25日死去。
23. 洛中洛外図屏風（歴博甲本・上杉本）に描かれる（鋤柄俊夫「洛中洛外図の中の京都」『国立歴史民俗博物館研究報告』180、2014年2月）。
24. 本史料の年次比定、発給背景などについては、天野忠幸氏のご教示を得た。
25. 山田康弘「戦国期幕府奉行人奉書と信長朱印状」（『古文書研究』65、2008年）
26. 永禄12年10月17日、信長は突如として京都を発つ（「信長十二日ニ上洛、十六日ニ上意トセリアキテ下了ト」『多聞院日記』永禄12年11月19日条）。「俄御下国」という文言と合致するところからも、本史料は永禄12年に比定される。
27. 文意に不明確な部分もあるが、①「森林跡」、②「南・東跡職等之事」の二つの性格を異にする所領・所職が指示されている。このうち、「御家来之上者」の部分は②のみにかかる。そして、①②あわせて「為守護不入之知、一円可有御直務」としている、と解釈した。この解釈にあたっては、【史料6】も参照した。
28. 天保8（1837）年5月「山城国綏喜郡大庄村絵図」（「森島國男家文書」：精華町教育委員会『森島國男家文書目録一』A1200、2008年）によれば、大住三ヶ村の具体的あり方を想定することができる。森島家は、山城国相楽郡祝園村に居住し、近世には旗本天野氏の上方知行所の在地代官を勤めており、この天野氏の上方領に大庄村が含まれていた。絵図によると、近世の大庄村には、三野村・岡村・東村・林村・西村・八小路という六つの垣内集落があった。このうち、京街道（淀道）上に位置する三野村については、岡村から派生した新しい集落であると考えられる。また東村と林村、西村と八小路は隣接しており、それぞれが本来一つの集落であった可能性がある。よって、16世紀の「大住庄三ヶ村」とは、①岡村、②東村・林村、③西村・八小路の三つの集落をさすと推定しておきたい。同図の閲覧にあたっては、精華町教育委員会の中川博勝氏のご配慮を賜った。
29. 時期は不詳であるが、以下のような史料が見られる。
 急度申候、仍去年請乞被申候禮物之儀、何とて延引候哉、早々至田辺、可被持候、於無沙汰者、相当可申候、為届如此候、恐々謹言、
 式部少輔足輕
 五月十八日 久□（花押影）
 岡庄村中
- （「曇華院文書」）
- 本史料によると、前年、大住庄三ヶ村の一つである岡村が式部少輔に対し、礼物の納入を待つように依頼した。しかし、今年になんでも延引しているため、「久□」は早く田辺まで持ってくるよう強く命じている。「久□」は「式部少輔足軽」であり、田辺に居たようである。「久□」は現在の京田辺市の辺に基盤を有した田辺氏である可能性がある。一方、式部少輔は一色藤長である可能性を求める。もしそうであるならば、田辺氏が一色藤長の小身の家臣として勤めていることとなる。本史料は年代が定かでなく、義昭在京期のものであるかは明らかでないが、藤長が在地勢力と結んで大住庄に介入しようとしていた様子を垣間見せ根拠として提示しておく。
30. 曙華院はなぜ在地勢力の権益を「南大隅跡職」「東跡職」などと具体的に把握しているのだろうか。在地に曙華院に味方し、情報を伝えるような勢力もいたのかもしれない。そうでなければ、在地から遊離した曙華院がこれほど巧妙に権益を確保できるはずがないともいえる。在地勢力も一枚岩ではなかったのだろう。
31. 『木津町史』本文編（1991年）、366・544頁。
32. 信長死後の天正10（1582）年に、織田信孝が曙華院領を安堵している。

折紙

当院御領城州大住庄事、森林并・東跡以下、為守護使不入之地、一円可_レ為御直務之旨朱印有之上、向後猶以聊不_レ可_レ有_レ相違之状如件、

天正拾 三七
八月七日 信孝（花押影）
曇花院殿
雜掌中

（「曇花院殿古文書」）

信長の朱印状（史料5）をほぼ踏襲したものであるが、天正10年まで、「森林并南・東跡以下」が含み込まれた形で曇花院領が継続したのだろう。

33. 「山城伯氏知行分書立案」（『増訂 織田信長文書の研究』上巻（吉川弘文館、1988年）648～649頁）
34. 『長岡京市史』本文編1（1996年）
35. 賀茂郷文書研究会「山城国相楽郡賀茂郷の土豪と文書」（『史敏』12、2014年3月）32頁～35頁

Yoshiaki Ashikaga, Nobunaga Oda and Rural Society in the Outskirts of Kyoto : A Case Study at Osumi Estate of Donge-in Nunnery in Yamashiro Province

Nana KAWAMOTO

Recent progress in Shogunate studies has shown that the Shogun Ashikaga Yoshiaki period (from September 1568 to July 1573) is a “double government”. However, the following can be suggested as problems for such theories: One is the lack of historical continuity, the second is attention to only the relationship between Yoshiaki and Nobunaga. What matters is the various human relationships in society and humans’ behavior.

In the Osumi Estate of Donge-in Nunnery, the traditional view is the rivalry between Yoshiaki, who made an invasion of the estate, and Nobunga, who protected the estates.

However, as a result of detailed investigations of historical materials, there was found an underlying cause for the case. That is the clashes between Donge-in Nunnery, the lords of the estate, and the local powers. This cause is not temporary nor only the relationship between Yoshiaki and Nobunaga. The case of Osumi Estate is an accurate description of the response of the official authority to a confused situation.

There has not been much study from such a viewpoint, when we consider the relationship between Yoshiaki and Nobunaga. I introduce only one case in this paper, but we can imagine a rich vision of the society of the 15-16th century by accumulating such cases.

Keywords : Yoshiaki Ashikaga, Nobunaga Oda, rural society, Osumi Estate, Donge-in Nunnery